平成２２年（フ）第１２１３３号
東京都武蔵村山市大南５丁目12―８
債務者　竹内佐洋子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１３４号
東京都目黒区自由が丘３丁目10―９―103
債務者　熊谷　雅春
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１３５号
東京都荒川区西尾久５丁目12―11―301
債務者　篠原　浩司
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１３９号
東京都練馬区関町北３丁目43―11―101
債務者　米山　裕子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１４０号
東京都東村山市美住町１丁目４―24―Ｓ―314
債務者　鈴木美貴子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１４４号
神奈川県横浜市瀬谷区相沢４丁目10―１―203
債務者　相川　浩司
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１４５号
神奈川県横浜市瀬谷区相沢４丁目10―１―203
債務者　相川　恭子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１５３号
東京都江東区南砂４丁目４―１―302
債務者　齋藤サタ子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１５４号
東京都江戸川区西瑞江３丁目10―８―１Ｆ
債務者　佐藤美奈子
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１５９号
東京都あきる野市秋留１丁目３―５
債務者　佐藤　力盛
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１６０号
東京都小平市花小金井１丁目４―23―201
債務者　白倉道江こと　白倉みちへ
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１６５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77―１　西上尾第二団地２―11―208
債務者　岡野　雪江
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１６６号
東京都青梅市河辺町１丁目817―１―206
債務者　小松　秀徳
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１７０号
東京都大田区西蒲田５丁目13―３
債務者　堀江　敏行
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１７１号
神奈川県大和市福田1688―２
債務者　柳本　千春
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１７２号
東京都江東区潮見１丁目29―15―2604
債務者　飯田　慶子（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部